

佐賀市地域防災計画

第Ⅰ編 総 則



令和 8 年 7 月

佐賀市防災会議

目 次

第Ⅰ編 総 則	Ⅰ
第Ⅰ章 総 則	Ⅰ
第Ⅰ節 計画の目的	Ⅰ
第Ⅱ節 計画の性格	Ⅰ
第Ⅲ節 計画の構成	Ⅱ
第Ⅳ節 防災の基本理念	Ⅱ
第Ⅴ節 計画の推進	Ⅲ
第Ⅱ章 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	Ⅵ
第Ⅰ節 実施責任	Ⅵ
第Ⅱ節 処理すべき事務又は業務の大綱	Ⅷ
第Ⅲ章 佐賀市の概況	Ⅷ
第Ⅰ節 自然的環境	Ⅷ
第Ⅰ項 自然的条件	Ⅷ
第Ⅱ項 気候	Ⅸ
第Ⅱ節 社会的環境	Ⅹ

第Ⅰ編 総 則

第Ⅰ章 総 則

第Ⅰ節 計画の目的

佐賀市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき佐賀市防災会議が作成するものであり、本市の地域に係る防災に関し、市、消防機関、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者等（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、さらに市民の役割を明らかにし、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興について必要な対策の基本を定めるとともに、これの総合的かつ計画的な推進を図ることにより、佐賀市の地域及び市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第Ⅱ節 計画の性格

この計画は、佐賀市の防災に関する基本計画であり、次の性格を有するものである。

- 1 国（中央防災会議）の防災基本計画に基づいて作成し、佐賀県地域防災計画、指定行政機関及び指定公共機関が作成する防災業務計画との整合を図ったものである。
- 2 災害対策基本法及び防災関係諸法令に基づき、佐賀市の地域に係る防災に関する施策及び計画を総合的に網羅し、体系的に位置づけするとともに、防災関係機関の実施責任を明らかにしたものである。
- 3 国土強靱化に関する部分については、その基本目標である
 - (1) 人命の保護が最大限図られる
 - (2) 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
 - (3) 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
 - (4) 迅速な復旧・復興を踏まえたものとし、大規模地震後の水害等の複合災害（同時又は連続して 2 以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいく。
- 4 今後、防災基本計画、防災業務計画又は佐賀県地域防災計画が修正された場合や、防災に関する諸情勢に変化が生じた場合などには、この計画に的確かつ速やかに反映させる必要があることから、毎年検討を加え、必要があると認める場合は修正するものである。

5 計画の用語

本計画において次の各号にあげる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災対法 災害対策基本法
- (2) 救助法 災害救助法
- (3) 市 佐賀市
- (4) 県 佐賀県
- (5) 防災会議 佐賀市防災会議
- (6) 防災計画 佐賀市地域防災計画
- (7) 要配慮者 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等、災害時において避難行動や避難所生活において特に配慮を要する者
- (8) 避難行動要支援者
市に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者

第3節 計画の構成

この計画は、佐賀県地域防災計画に合わせ、現実の災害に対する対応に即したものとなるよう、災害の種類ごとに計画を作成しており、

- 第1編 総則
- 第2編 風水害対策
- 第3編 地震・津波災害対策
- 第4編 原子力災害対策
- 第5編 その他の災害編

の5編をもって構成している。

第1編総則に続き、第2編から第4編までの各編には、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧・復興のそれぞれの段階における諸対策を具体的に述べている。また、第5編その他の災害対策には、航空災害対策、林野火災対策、海上災害対策、大規模火事災害対策、鉄道災害対策及び竜巻災害対策について特記すべき事項を記述している。

なお、各計画の詳細な要領や基礎資料などについては、別途「佐賀市地域防災計画 資料編」として編纂する。

第4節 防災の基本理念

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策である。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

また、防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階が

あり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階における基本理念は以下の通りである。

1 災害予防段階における基本理念「周到かつ十分な災害予防」

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的に災害対策の改善を図ることとする。

また、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

2 災害応急段階における基本理念「迅速かつ円滑な災害応急対策」

発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

「人命第一で。対策は前広に幅広に。」（令和元年佐賀豪雨災害の教訓化事項）

※佐賀県地域防災計画から引用

また、被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

3 災害復旧・復興段階における基本理念「適切かつ速やかな災害復旧・復興」

発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

第5節 計画の推進

1 計画の主な推移

(1) この計画を作成するに当たっては、まず、佐賀県地域防災計画との整合性を図り、本庁管内、支所管内の現状と災害の特性を調査検討して平成18年度の「佐賀市防災会議」において、「佐賀市地域防災計画策定の基本方針」の承認を受け、内容の取りまとめを行った。主な内容は、次のとおりである。

① ソフト、ハードの両面から総合的に展開するための指針として、より具体性、即応性を備える計画とする。

② 対策等の実施責任を明確にし、防災関係機関や市民にとってわかりやすいものとする。

③ 基本的な内容を重点的に記述し、細かな内容や数値的なものは資料編で整理する。

(2) 本市の地域特性等を十分に踏まえた内容とするため、以下に示す内容を考慮しながら計画の作成を行った。

- ① 防災は、ハード、ソフト両面にわたって総合的に行うべきものであり、防災対策の実施に当たっても、関係機関が一体となって取り組む必要がある。
 - ② 行政が行う防災対策には限りがあることから、市民自身による防災対策の実施を推進する。
 - ③ 防災対策は、防災至上主義に陥らず、自然との共生や快適な環境といった思想にも配慮し、できるだけ普段のまちづくり、地域づくりの取り組みの中での位置づけを考慮する。
 - ④ 防災対策は、人命第一主義に立脚し、人的被害が生じるものを最優先する。
 - ⑤ 災害による被害を完全に防止しようとする、多大な投資が必要となり、また、現実的には不可能なことから、防災対策は、「災害が発生した時に、できるだけ被害を小さくする」ということに重点をおくべきである。
 - ⑥ 災害予防対策は、防災上の優先順位に留意し、推進する。
 - ⑦ 災害予防対策では、有効かつ可能な措置を実践する堅実な計画とし、災害応急対策では、最も効果的な成果が得られるように、重点的な応急対策の体系化と体制の確立を図るべきである。
- (3) 平成24年度においては、平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」の大規模な地震・津波及びそれに伴う原子力事故災害における教訓を踏まえた見直しを行った。見直しにあたっての基本的視点は以下のとおり。
- 〔住民の生命を守るための取り組みの強化〕
- ・ 住民を「即座」に危険から逃す
 - ・ 避難所における「安心」の提供
- また、第3編を「地震・津波災害対策」に改編し、第4編として「原子力災害対策」を新設して内容の充実を図った。
- (4) 平成25年度においては、災害対策基本法の改正（平成25年6月）、大規模災害からの復興に関する法律の制定（平成25年6月）、防災基本計画の修正（平成26年1月）及び原子力規制委員会の検討結果などを踏まえ、「住民の安全かつ円滑な避難支援体制の強化」を方針とした防災計画の修正を平成26年2月に行った。
- (5) 平成26年度においては、災害対策基本法の改正（平成26年12月）及び原子力規制委員会の検討結果などを踏まえ、平成27年3月に修正を行った。
- (6) 平成27年度においては、災害対策基本法の改正（平成27年7月、平成28年2月）を踏まえ、平成28年3月に修正を行った。
- (7) 平成29年度においては、平成28年4月14日、16日に発生した熊本地震を踏まえた修正、防災ヘリ導入を見据えた修正、国の防災基本計画の修正（平成28年5月）を踏まえた修正等を、平成29年5月に行った。
- (8) 平成30年度においては、緊急・輸送道路における沿岸建築物の耐震化推進を盛り込んだ修正、国の防災基本計画の修正（平成29年4月）を踏まえた修正等を、平成30年5月に行った。
- (9) 令和元年度においては、国の防災基本計画の修正（平成30年6月）を踏まえた修正等を、令和元年5月に行った。
- (10) 令和2年度においては、国の防災基本計画の修正（令和元年5月）を踏まえた修正

等を、令和３年２月に行った。

(11) 令和４年度においては、災害対策基本法の改正（令和２年５月）、国の防災基本計画の修正（令和２年５月）を踏まえた修正等を、令和４年４月に行った。

(12) 令和５年度においては、国の防災基本計画（令和４年６月）を踏まえた修正を、令和５年１０月に行った。

(13) 令和６年度においては、国の防災基本計画（令和５年５月）を踏まえた修正を、令和６年１１月に行った。

(14) 令和７年度においては、国の防災基本計画（令和６年６月）を踏まえた修正を、令和７年６月に行った。

(15) 令和８年度においては、国の防災基本計画（令和７年７月）を踏まえた修正を、令和８年７月に行った。

2 計画の推進

市の関係部署はもとより、各防災関係機関及び市民は、できる限り前述の意見を尊重し、特に、いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えを一層充実するため、この計画に定めた各種対策の推進に当たることとする。

また、いつでもどこでも起こりうる災害による被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、市民の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う市民運動を展開する。

なお、推進にあたっては、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画の拡大、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

第2章 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 実施責任

災害対策の実施に当たっては、防災関係機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。併せて、市及び県を中心に、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。

特に、災害時には状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

1 佐賀市

市は、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護する防災の第一次的責務者として、佐賀広域消防局、県、県警察、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共団体並びに市民の協力を得て防災活動を実施する。

2 佐賀広域消防局

佐賀広域消防局は、その管轄する地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、県警察、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共団体並びに市民の協力を得て、災害の防ぎよと被害拡大防止のための防災活動を実施する。

3 佐賀県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市の区域を超えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市で処理することが不適当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要とする場合や、市町間の連絡調整を必要とするときなどに、県警察、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、市、佐賀広域消防局及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

4 佐賀県警察

県警察は、警察法、警察官職務執行法、道路交通法等に基づき、県民の生命・身体及び財産の保護並びに公共の安全と秩序を維持する活動を実施する。

5 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、市及び佐賀広域消防局の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

6 自衛隊

自衛隊は、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）に基づき、災害派遣を実施する。

7 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市及び佐賀広域消防局の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

8 公共的団体、防災上重要な施設の管理者等

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には災害応急対策活動を実施するとともに、市、その他の防災関係機関の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

9 市 民

「自らの命は自らが守る。自分たちの地域の安全は自分たちで守る。」ことが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時から災害に備えるための手段を講じておくことが重要である。また、発災時において、住民は自らの身の安全を守るよう行動するとともに、国、県、市その他防災関係機関の実施する防災活動に参加・協力するという意識のもとに積極的に自主防災活動を行うものとする。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

各防災関係機関は、防災に関し、おおむね次の事務又は業務を処理する。

1 佐賀市

処理すべき事務又は業務
(1) 市防災会議及び市災害対策本部に関すること (2) 防災に関する調査、研究に関すること (3) 市の地域保全事業等に関すること (4) 防災に関する組織の整備に関すること (5) 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関すること (6) 防災に関する物資等の備蓄に関すること (7) 防災思想・知識の普及、防災訓練の実施に関すること (8) 市内の公共的団体、自主防災組織の育成充実に関すること (9) 気象情報等の伝達、災害情報の収集、連絡及び被害状況の調査、報告に関すること (10) 災害時の広報に関すること (11) 避難の指示等に関すること (12) 災害の防ぎよと被害拡大の防止のための応急措置に関すること (13) 災害時における各市消防団との連絡調整に関すること (14) 被災者の救助、医療救護等の措置及び支援（収容を含む）に関すること (15) 防疫その他保健衛生、廃棄物処理に関すること (16) 市有施設及び設備の応急措置に関すること (17) 災害時の交通及び輸送の確保に関すること (18) 要配慮者、避難行動要支援者対策に関すること (19) 被災者の福祉的支援に関すること (20) ボランティア活動の環境整備、受け入れ窓口に関すること (21) 他の市町との相互応援に関すること (22) 災害時の文教対策に関すること (23) 災害復旧・復興の実施に関すること (24) その他市の所掌事務についての防災対策に関すること

2 佐賀広域消防局

処理すべき事務又は業務
(1) 防災に関する組織の整備に関すること (2) 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関すること (3) 防災思想・知識の普及、防災訓練の実施に関すること (4) 災害情報の収集、連絡及び被害状況の調査、報告に関すること (5) 消防活動に関すること

- (6) 被災者の救助、救急活動に関する事
- (7) 要配慮者、避難行動要支援者対策に関する事
- (8) 他の消防機関等との相互応援に関する事
- (9) 市の防災活動の援助に関する事
- (10) その他佐賀広域消防局の所掌事務についての防災対策に関する事

3 佐賀県

処理すべき事務又は業務
(1) 県防災会議及び県災害対策本部に関する事 (2) 市町村及び指定地方公共機関の防災活動の援助及び総合調整に関する事 (3) 防災に関する調査、研究に関する事 (4) 県土保全事業等に関する事 (5) 防災に関する組織の整備に関する事 (6) 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関する事 (7) 防災に関する物資等の備蓄に関する事 (8) 防災思想・知識の普及、防災訓練の実施に関する事 (9) 気象情報等の伝達、災害情報の収集、連絡及び被害状況の調査、報告に関する事 (10) 災害時の広報に関する事 (11) 災害の防ぎよと被害拡大の防止のための応急措置に関する事 (12) 被災者の救助、医療救護等の措置及び支援に関する事 (13) 防疫その他保健衛生に関する事 (14) 被災県有施設及び設備の応急措置に関する事 (15) 災害時の交通及び輸送の確保に関する事 (16) 要配慮者、避難行動要支援者対策に関する事 (17) 被災者の福祉的支援に関する事 (18) ボランティア活動の環境整備、受入窓口に関する事 (19) 自衛隊の災害派遣に関する事 (20) 他の都道府県との相互応援に関する事 (21) 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に関する事 (22) 災害時の文教対策に関する事 (23) 災害復旧・復興の実施に関する事 (24) その他県の所掌事務についての防災対策に関する事

4 佐賀県警察

処理すべき事務又は業務
(1) 災害警備計画に関する事 (2) 警察通信確保に関する事 (3) 関係機関との連絡調整に関する事

- (4) 災害装備資機材の確保に関する事
- (5) 危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関する事
- (6) 防災知識の普及に関する事
- (7) 災害情報の収集及び伝達に関する事
- (8) 被害実態の把握に関する事
- (9) 被災者の救出及び負傷者等の救護に関する事
- (10) 行方不明者の調査に関する事
- (11) 危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導に関する事
- (12) 不法事案等の予防及び取締りに関する事
- (13) 被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関する事
- (14) 避難路及び緊急交通路の確保に関する事
- (15) 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関する事
- (16) 広報活動に関する事
- (17) 死体の見分・検視に関する事

5 指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務又は業務
(1) 九州管区警察局	① 広域緊急援助隊等の運用及び広域的な応援の指導調整に関する事 ② 広域的な交通規制の指導調整に関する事 ③ 災害時における他管区警察局との連携に関する事 ④ 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関する事 ⑤ 災害に関する情報の収集及び連絡調整に関する事 ⑥ 災害時における警察通信の運用に関する事 ⑦ 津波警報等の伝達に関する事
(2) 九州総合通信局	① 非常通信体制の整備に関する事 ② 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関する事 ③ 非常時における通信機器、臨時災害放送局用機器及び移動電源車の貸出しに関する事。 ④ 災害時における電気通信の確保に関する事。 ⑤ 非常通信の統制、管理に関する事。 ⑥ 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関する事。
(3) 福岡財務支局 (佐賀財務事務所)	① 災害復旧事業費の査定立会に関する事 ② 緊急を要する災害復旧事業等のため、地方公共団

	体が災害つなぎ資金の貸付けを希望する場合の、適切な短期貸付けの措置に関する事 ③ 災害復旧事業等に要する経費の財源として地方公共団体が地方債を起こす場合に、資金事情の許す限り、財政融資資金をもって措置することに関する事 ④ 防災のため必要があると認められるとき、関係法令等の定めるところにより、管理する国有財産の適切な無償貸付け等の措置に関する事 ⑤ 関係機関と協議のうえ、民間金融機関相互の協調を図り、必要と認められる範囲内で、金融機関に対する緊急措置の適切な指導に関する事
(4) 九州厚生局	① 災害状況の情報収集に関する事 ② 関係職員の現地派遣に関する事 ③ 関係機関との連絡調整に関する事
(5) 佐賀労働局	工場、事業場における労働災害の防止のための指導等に関する事
(6) 九州農政局 (佐賀県拠点)	① 国土保全事業（農地海岸保全事業、農地防災事業等）の推進に関する事 ② 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集に関する事 ③ 応急用食料の調達・供給及び一般食料、農畜産物用資材等の円滑な供給に関する事 ④ 農作物等の病虫害防除に関する応急措置についての指導に関する事 ⑤ 被災農地、農業用施設等の応急措置についての指導と、これらの災害復旧事業の実施及び指導に関する事 ⑥ 直接管理している、又は工事中の農地、農業用施設等についての応急措置に関する事 ⑦ 地方公共団体の要請に応じた農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等に関する事 ⑧ 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等についての指導に関する事 ⑨ 災害時における食料の供給、価格動向等の情報についての消費者相談に関する事
(7) 九州森林管理局 (佐賀森林管理署)	① 森林治山による災害防止に関する事 ② 国有保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及び管理に関する事

	③ 災害対策用木材（国有林）の払下げに関すること ④ 林野火災対策に関すること
(8) 九州経済産業局	① 災害時における生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること ② 災害時の物価安定対策に関すること ③ 被災商工業者への支援に関すること
(9) 九州産業保安監督部	火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、都市ガス及び電気施設等の保安対策に関すること
(10) 九州地方整備局 (佐賀国道事務所、佐賀河川事務所、武雄河川事務所、佐賀河川事務所、筑後川河川事務所、唐津港湾事務所)	① 直轄公共土木施設の防災管理及び被災時の復旧に関すること ② 指定河川の洪水注意報・警報の発表及び伝達に関すること ③ 水防警報の発表及び伝達に関すること ④ 水防活動の指導に関すること ⑤ 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること ⑥ 高潮、津波災害等の予防に関すること ⑦ 港湾、海岸、河川災害対策に関すること ⑧ 大規模災害時における緊急対応の実施
(11) 九州運輸局 (佐賀運輸支局)	① 災害時における輸送用車両のあっせん・確保、船舶の調達・あっせんに関すること ② 自動車運送事業者に対する運送命令等に関すること ③ 運送等の安全確保に関する指導等に関すること ④ 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整に関すること
(12) 大阪航空局 (福岡空港事務所、佐賀空港出張所)	① 災害時における航空機による輸送の安全確保に必要な措置に関すること ② 遭難航空機の捜索及び救助に関すること ③ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること
(14) 福岡管区気象台 (佐賀地方気象台)	① 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること ② 気象、地象（地震にあっては、地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること ③ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の警備に関すること ④ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること

	⑤ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること
(15) 第七管区海上保安本部 (三池海上保安部)	① 災害時における救援物資、避難者等の緊急海上輸送の応援に関すること ② 海難救助、海上警備・治安維持、海上安全確保に関すること ③ 海上災害に関する指導啓蒙、訓練に関すること
(16) 九州地方環境事務所	① 産業廃棄物等の処理対策に関すること ② 環境監視体制の支援に関すること ③ 飼育動物の保護等に係る支援に関すること
(17) 九州防衛局	① 災害時における防衛省（本省）との連携調整 ② 災害時における自衛隊および米軍部隊との連携調整の支援

6 自衛隊

処理すべき事務又は業務
(1) 災害時における人命救助、財産の保護及び防災関係機関が実施する災害応急対策の支援に関すること (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付け又は譲与に関すること

7 指定公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務
(1) N T T 西日本株式会社 (佐賀支店)	① 電話・通信設備及び付帯設備の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること ② 気象警報、津波警報の伝達に関すること ③ 災害時における通信の確保に関すること
(2) 株式会社 N T T ドコモ (佐賀支店)	
(3) K D D I 株式会社	
(4) ソフトバンク株式会社	
(5) 楽天モバイル株式会社	
(6) 日本銀行 (福岡支店、佐賀事務所)	① 通貨の円滑な供給確保に関すること ② 災害時における金融機関に対する緊急措置の指導等に関すること
(7) 日本赤十字社 (佐賀県支部)	① 災害時における医療救護の実施に関すること ② 災害時における血液製剤の供給に関すること ③ 義援金品の募集、配分に関すること ④ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整に関すること

(8) 日本放送協会 (佐賀放送局)	① 市民に対する防災知識の普及に関すること ② 気象（津波）予警報等の周知に関すること ③ 災害情報（被害状況、応急対策の実施状況等）の周知に関すること ④ 社会事業団等による義援金品の募集、配分に係る広報に関すること
(9) 西日本高速道路株式会社 (九州支社、佐賀高速道路事務所)	高速自動車道路の維持、管理、修繕、改良及び災害復旧に関すること
(10)九州旅客鉄道株式会社	① 鉄道施設等の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること ② 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関すること ③ 災害時における鉄道輸送の確保に関すること
(11)日本貨物鉄道株式会社 (九州支社)	① 鉄道施設等の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること ② 災害対策に必要な物資の緊急輸送の協力に関すること ③ 災害時における鉄道輸送の確保に関すること
(12)日本通運株式会社 (佐賀支店)	災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関すること
(13)九州電力送配電株式会社 (佐賀支社)	① 電力施設・設備の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること ② 災害時における電力供給の確保に関すること
(14)日本郵便株式会社 佐賀中央郵便局	① 災害時における郵政業務の確保に関すること ② 災害時における郵政業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること

8 指定地方公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務
(1) 地方独立行政法人 佐賀県医療センター好生館	① 災害時における入院患者等の安全確保に関すること ② 被災者に対する医療救護の実施に関すること
(2) 一般社団法人 佐賀県LPガス協会	LPガス施設の防災対策及び災害時における点検・供給対策に関すること
(3) 公益社団法人 佐賀県トラック協会	災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関すること
(4) 一般社団法人 佐賀県バス協会	

(5) 一般社団法人 佐賀県タクシー協会	
(6) 株式会社エフエム佐賀	① 市民に対する防災知識の普及に関すること ② 気象（津波）予警報等の周知に関すること ③ 災害情報（被害状況、応急対策の実施状況等）の周知に関すること
(7) 株式会社サガテレビ	
(8) 長崎放送株式会社 NBCラジオ佐賀局	
(9) 一般社団法人 佐賀県医師会	災害時における医療救護活動への協力に関すること
(10) 公益社団法人 佐賀県栄養士会	災害時における栄養・食生活指導、支援に関すること
(11) 公益社団法人 佐賀県看護協会	災害時における看護、保健指導に関すること
(12) 一般社団法人 佐賀県歯科医師会	① 災害時における医療救護活動への協力に関すること ② 身元確認に対する協力に関すること
(13) 一般社団法人 佐賀県薬剤師会	① 災害時における医療救護活動への協力に関すること ② 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の供給・管理に関すること
(14) 社会福祉法人 佐賀県社会福祉協議会	① 災害ボランティアに関すること ② 生活福祉資金の貸付に関すること ③ 市が行なう被災者状況調査の協力に関すること
(15) 一般社団法人 佐賀県建設業協会	災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関すること

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

機関名	処理すべき事務又は業務
(1) 一般社団法人 佐賀市医師会	災害時における医療救助活動への協力に関すること
(2) 一般社団法人 佐賀市歯科医師会	
(3) 農業協同組合、農業共済組合、森林組合及び漁業協同組合	市が行う被害状況調査、災害応急対策等への協力に関すること
(4) 商工会議所、商工会	市が行う被害状況調査、災害応急対策等への協力・連携に関すること
(5) 社会福祉法人 佐賀市社会福祉協議会	災害時における福祉活動への協力に関すること

(6) 佐賀市民生委員児童委員協議会	市域内の災害対策に対する助言に関すること（地域安全及び要配慮者対策を中心とした地域における災害対策の推進）
(7) 佐賀県老人福祉施設協議会、佐賀県身体障害児者施設協議会、佐賀県知的障害者福祉協会、佐賀県保育会、一般社団法人佐賀県私立幼稚園連合会、佐賀県私立中学高等学校協会	市域内の災害対策に対する助言に関すること（それぞれの団体に関わる施設利用者（要配慮者）の災害対策の推進（必要に応じて他の関係団体と協力））
(8) 特定非営利活動法人佐賀県難病支援ネットワーク	市域内の災害対策に対する助言に関すること（難病患者等に関する災害対策の推進）
(9) 佐賀県防災士会	市域内の災害対策に対する助言に関すること（地域の防災拠点（避難所）における災害対策の推進）
(10) 佐賀市国際交流協会	市域内の災害対策に対する助言に関すること（外国人に関する災害対策の推進）
(11) 水道事業者、水道用水供給事業者、工業用水道事業者	① 水道施設、水道用水供給施設、工業用水道施設の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること ② 災害時における給水の確保に関すること
(12) 電気通信事業者（ＮＴＴ西日本株式会社（佐賀支店）、株式会社ＮＴＴドコモ（佐賀支店）、ＫＤＤＩ株式会社及びソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社を除く）	① 電気通信設備等の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること ② 災害時における通信の確保に関すること
(13) 佐賀シティビジョン株式会社	① 気象予警報等の周知に関すること ② 災害情報（被害状況、応急対策の実施状況等）の周知に関すること
(14) 株式会社コミュニティジャーナル	① 気象予警報等の周知に関すること ② 災害情報（被害状況、応急対策の実施状況等）の周知に関すること
(15) 都市ガス事業者、液化石油ガス（ＬＰガス）事業者	① ガス施設の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること ② 災害時におけるガス供給の確保に関すること

(16)国立大学法人佐賀大学 医学部附属病院	② 災害時における入院患者等の安全確保に関する こと ② 被災者に対する医療救護の実施に関すること
(17)社会福祉施設の管理者	災害時における施設入所者の安全確保に関する こと
(18)私立学校等の設置者等	① 災害時における幼児、児童及び生徒の安全確保 に関すること ② 災害時における文教対策の実施に関すること
(19)道路・下水道施設・河川・ 砂防施設等・治山施設等・ 港湾・漁港・農業用排水 施設の各管理者、海岸管理 者・施行者	所管施設の整備、防災管理及び被災時の復旧に関 すること
(20)危険物施設等の管理者	災害時における危険物施設、高圧ガス施設、L P ガ ス施設、火薬類施設、放射性物質取扱い施設及び毒 物・劇物施設の安全確保に関すること
(21)一般社団法人佐賀災害 支援プラットフォーム	① 市域内の災害ボランティアの協力、助言に関す ること ② 災害ボランティア等に係る普及啓発の協力、助 言に関すること
(22)その他法令又はこの計画 により防災に関する責務を 有する者	法令又はこの計画に定められた防災対策に関する こと

第3章 佐賀市の概況

第1節 自然的環境

第1項 自然的条件

1 位置・面積

平成17年10月1日に佐賀市、諸富町、大和町、富士町及び三瀬村が合併し、「佐賀市」が誕生した。さらに平成19年10月1日に川副町、東与賀町及び久保田町を編入した。

新しい佐賀市の人口は233,301人（令和2年国勢調査、令和3年11月30日総務省統計局公表値）、行政面積は431.81平方キロメートルとなっている。

また、本市は、佐賀県のほぼ中央に位置し、北部は脊振山地を隔てて福岡県福岡市、糸島市と、東部は神埼市、南東部は筑後川を境に福岡県大川市と、西部は小城市、唐津市と接している。

2 地勢（地質）

本市は、北部の脊振天山山系は中世代の花崗岩類から成り、中央は、第三紀層に覆われ、南部の佐賀平野は、筑後川、嘉瀬川、六角川等が有明海へ注ぐ低平な沖積平野である。

3 海岸

本市の南部に干満の差が著しい（6m）有明海がある。

有明海沿岸は、台風の常襲地で、これまで高潮及び波浪による浸食や浸水、塩害が発生している。



4 河川

平野部の河川は、低平地を流れ有明海の干満差の影響を受ける感潮河川（筑後川、嘉瀬川等）で、一般的に流路延長が短く、地形地質的にも条件が悪いため、降水量の多い時期には洪水等が発生しやすい。

5 低平地

有明海沿岸の佐賀平野は、干潟の発達に伴う自然陸化や干拓等によって造陸化された低平地であり、自然排水が困難な地域である。

有明海の潮汐の影響を受けるとともに、有明粘土層の軟弱な地盤と地下水の汲み上げにより広域的な地盤沈下が進行しているため、慢性的な浸水被害が生じている。

6 山間地

本市の北部は、標高 1,000m 以上の脊振山、天山をはじめとする山系を源流とする嘉瀬川が南下する中で、富士、三瀬の集落が形成され、佐賀平野へと流下している。

この中山間地においては、土砂災害が発生しやすい地形を形成している。

第2項 気候

佐賀市は、北部の脊振天山山系に面した地方と、南部の有明海に面した地方とで、地域的に異なった気象の変化が見られ、特に冬期、北部は日本海側の、また南部は太平洋側の気象特性が現れやすい。

最近 10 年間（2016～2025 年）でみると、佐賀市の平均気温は、年平均で 17.8℃、月別では 8 月が最も高く 29.2℃、1 月が最も低く 6.4℃、年平均湿度は 71.0%で、比較的しのぎやすい温暖な気候といえる。しかし、過去の記録では、年によって、夏の異常高温、冬の異常低温、多雨・少雨など厳しい気象が現れることもある。

最近 10 年間の平均降水量は、2100.4 mm で、近年は多雨と小雨の振幅が大きく、降水量の変動が激しい。月別の平均降水量は 6 月～7 月が 300 mm 以上であり、特に 7 月は 390 mm 以上と年間では最も多く、11 月～2 月は少なく 100 mm 以下となっている。

山間部の富士、三瀬支所管内にあっては、370m 以上の高地にあるため、平野部に比べると気温は低く、夏場は冷涼な気候である。冬場は積雪も多く、年間数回の道路除雪作業が必要になるほどであるが、あまり長期にわたることはない。

第2節 社会的環境

災害は、自然的環境ばかりでなく次のような社会的環境により、その態様及び被害の程度等が異なってくるものであることから、防災を取り巻く社会的環境の変化に十分配慮しつつ、防災対策を推進することが肝要である。

- 1 都市化に伴う人口の密集化、建物の高層化
- 2 旧市街地における建物の老朽化及び緊急通行車両が通行できない路地の存在
- 3 都市内の公園、オープンスペースといった土地利用の状況
- 4 高齢化、国際化に伴う要配慮者の増加
- 5 ライフライン（電力、上水道、電話等）、交通ネットワーク、コンピューター等への依存度の増大
- 6 インフラ整備に伴う災害発生の減少からくる市民の防災意識の低下
- 7 都市化に伴い、伝承されてきた災害文化の喪失と市民の近隣扶助意識の低下